

インフォバーン・デザインスクール ベーシッククラス 参加に関する規約

1. 一般事項

本規約は、株式会社インフォバーン（以下「主催者」という）によって開催される予定の「インフォバーン・デザインスクール ベーシッククラス」（当スクール）への参加に関する基本的な契約条項・規約及び権利・義務等を定めるものであり、主催者と参加者の間の契約の一部を構成するものです。

2. 権利の転貸などの禁止

参加者は、当スクールの期間中、当スクールへ参加及び活動する権利を有します。参加者は、参加及び活動する権利を主催者の承諾無しに、転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

3. スケジュールの決定

参加者は、主催者の定めるスケジュールに沿って、参加及び活動するものとします。

4. 参加費支払い方法

参加者は、主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに参加費を支払うものとします。参加者は、主催者が記載した指定口座に日本円で支払うものとします。約束手形、小切手等の取り扱いはいたしません。

5. 契約の解除について

契約を解除する場合、事由およびスクール参加の是非にかかわらず、当スクール開催予定日の30日前（2024年6月18日）～前日（2024年7月17日）に契約を解除する場合は参加費用20%、当日の場合は参加費の全額を解約料として徴収します。参加者が本契約を解除する場合は書面（又は電子メール）で通達するものとし、通知を主催者が受領した日をもって有効となります。

6. 参加費用に含まれるもの

- サービスデザイン研修費
- 研修資料費

これらの費用は参加者の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

7. 参加費用に含まれないもの

前項の他は代金に含まれません。その一部を例示します。

- 会場までの交通費
- 宿泊費

9. 当スクールの延期

何らかの理由により、主催者が当スクールの場所もしくは日程の変更を決定した場合、参加者への払い戻しはなく、変更後の仕様に割り当てるものとします。

10. 責任の制限及び免責

主催者は、参加者の所有物の破損、損失、損害に対しては責任を負わないものとします。ただし、主催者は、主催者によって雇用されている個人の故意もしくは不注意により、参加者の所有物を破損した場合に限り、参加者の損害を賠償するものとします。

参加者は、その従業員及び提携している一切の会社、団体、個人等の不注意、その他によって生じた当イベント会場の建築物、または設備に対する損害、その他一切の損害に対して、直ちに賠償するものとします。

主催者は、当スクールに関連するプロモーション資料等の中に生じた誤字、脱字等に対して責任を負わないものとします。

11. 損害賠償

参加者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、相手方に対し、契約金額を上限として賠償を請求できるものとします。

12. 反社会的勢力の排除

参加者は、自己又はその代表者、役員、従業員、関係者が、現在及び将来において次のいずれにも該当しないことを確約します。

1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含み、以下「暴対法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

2 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

3 暴力団準構成員

4 暴力団関係企業

5 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

6 前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限らない。)を有する者

7 その他前各号に準じる者

13. 管轄裁判所

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

14. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

15. 規約の変更と解釈

参加者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

16. 個人情報の取り扱い

主催者は参加関係者の個人情報を当スクールの開催及び運営を目的として使用できるものとします。